

岩内町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 岩内町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、**地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）**の素案作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、北海道岩内郡岩内町字高台134番地1岩内町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) **交通計画**の素案作成の協議に関すること
- (2) **交通計画**の実施に関し必要な協議に関すること
- (3) **交通計画**に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 岩内町長が指名する岩内町職員
 - (2) 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者
 - (3) 北海道後志総合振興局長が指名する者
 - (4) 関係する道路管理者が指名する者
 - (5) 岩内警察署長が指名する者
 - (6) 町内に事業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (7) 町内に事業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者
 - (8) 地域住民又は利用者の代表
 - (9) その他協議会が必要と認める者
- 2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員のうち行政機関等の職員については、その職にある期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

2 会長は、岩内町副町長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、会長が指名するものをもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長不在のとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計監査を行い、会計監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めることができる。

6 会議は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は、岩内町のホームページ等を利用して公表する。

7 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、岩内町経営企画部企画財政課地域創生係に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年2月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年11月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月7日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。